

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第1回合併協議会

会議録

日時 平成16年4月8日（木）午後3時30分～

場所 中山町農業総合センター 2階 中ホール

郷

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第 1 回 協 議 会 次 第

日 時 : 平成16年4月8日(木) 15:30～

場 所 : 中山町 農業総合センター 2階 中ホール

1 開 会

2 あいさつ

- (1) 会長あいさつ
- (2) 副会長あいさつ
- (3) 顧問あいさつ

3 委嘱状交付

4 報告事項

法定協議会設置の経緯及び経過報告

5 議 題

(1) 報 告

- ① 報告第1号 伊予市・中山町・双海町合併協議会規約について
- ② 報告第2号 伊予市・中山町・双海町合併協議会規約に関する協議書について
- ③ 報告第3号 伊予市・中山町・双海町合併協議会顧問設置規程について
- ④ 報告第4号 伊予市・中山町・双海町合併協議会幹事会規程について
- ⑤ 報告第5号 伊予市・中山町・双海町合併協議会専門部会規程について
- ⑥ 報告第6号 伊予市・中山町・双海町合併協議会分科会設置要領について
- ⑦ 報告第7号 伊予市・中山町・双海町合併協議会事務局規程について
- ⑧ 報告第8号 伊予市・中山町・双海町合併協議会財務規程について
- ⑨ 報告第9号 伊予市・中山町・双海町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

(2) 議 案

- ① 議案第1号 伊予市・中山町・双海町合併協議会会議運営規程について
- ② 議案第2号 伊予市・中山町・双海町合併協議会会議の傍聴に関する要綱について
- ③ 議案第3号 伊予市・中山町・双海町合併協議会会議運営申合せ事項について

- ④ 議案第4号 伊予市・中山町・双海町合併協議会における協定項目について
- ⑤ 議案第5号 伊予市・中山町・双海町合併協議会の協議スケジュールについて
- ⑥ 議案第6号 平成16年度伊予市・中山町・双海町合併協議会事業計画について
- ⑦ 議案第7号 平成16年度伊予市・中山町・双海町合併協議会歳入歳出予算について
- ⑧ 議案第8号 伊予市・中山町・双海町合併協議会（任意）における確認事項及び継続審議中の協議事項等の取扱いについて

(3) 協 議

- ① 協議第1号 合併の方式について
- ② 協議第2号 合併の期日について
- ③ 協議第3号 新市の事務所の位置（事務の方式）について
- ④ 協議第4号 地域審議会の設置について
- ⑤ 協議第5号 条例、規則等の取扱いについて
- ⑥ 協議第6号 各種事務事業（電算システム）の取扱いについて

(4) その他

第2回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

6 閉 会

伊予市・中山町・双海町合併協議会委員名簿

氏 名	役職名等	出欠
-----	------	----

○伊予市

中 村 佑	市 長	出席
小 林 茂	助 役	出席
重 松 罔 右	議 長	出席
日 野 正 則	議 員	出席
岡 田 清 満	学識経験者	出席
西 岡 義 雄	学識経験者	出席
安 田 一 江	学識経験者	出席

○中山町

市 田 勝 久	町 長	出席
窪 中 修 一	助 役	出席
井 上 正 昭	議 長	出席
田 中 弘	議 員	出席
亀 井 慎 滋	学識経験者	出席
高 橋 敏	学識経験者	出席
上 岡 幸 子	学識経験者	出席

○双海町

上 田 稔	町 長	出席
藤 田 稔	助 役	出席
若 松 孝 行	議 長	出席
大 石 寿 淑	議 員	出席
中 嶋 都 貞	学識経験者	出席
矢 野 鎮 男	学識経験者	出席
富 岡 喜久子	学識経験者	出席

○顧 問

泉 圭 一	愛媛県議会議員	出席
松 岡 誼 知	松山地方局長	出席

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>定刻になりましたので、ただいまから伊予市・中山町・双海町合併協議会の第1回会議を開会いたします。</p> <p>皆様、ご起立をお願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>私は、本日の会議の進行を担当させていただきます事務局の坪内と申します。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>さて、当法定協議会の設置につきましては、この後、その経緯及び経過のご報告をさせていただきますが、去る3月29日に3市町のそれぞれの議会で設置協議についての議案が議決され、4月1日に規約及び規約に関する協議書に調印を行ったところでございます。</p> <p>これによりまして、会長に中村佑伊予市長を、副会長は市田勝久中山町長及び上田稔双海町長とすることに決定しておりますことを、まずご報告させていただきます。</p> <p>なお、当協議会の会議の公開及び傍聴につきましては、後ほど会議運営規程及び会議の傍聴に関する要綱のところでご協議願うこととなりますが、任意協議会におきましても公開で運営してまいりました関係もありますので、本日は、既に傍聴の皆様にお入りをいただいております。</p> <p>また、報道関係者等からの撮影の申し込みがありましたので、許可をしておりますことをご報告するとともに、ご了承をお願いします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、合併協議会の会長であります中村佑伊予市長よりごあいさつを申し上げます。</p>

発言者	議題・発言内容
中村会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本協議会の会長を務めさせていただきます伊予市長の中村でございます。</p> <p>法定協議会に移行いたしましたの第1回会議に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>なお、この協議会に松山地方局の松岡局長さん、そして伊予市から選出いただいております泉県議、お二人に、当協議会の顧問に入ってくださいことになりました。ご快諾をいただきましたことに対しまして、改めて御礼を申し上げますとともに、本日、ご出席をいただきまして心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>私が、合併に取り組んでまいりまして以来、一貫して申し上げますことは、譲り合いの精神で、それぞれの地域がこれまで育んでこられたまちづくりを大切にしようということでもあります。</p> <p>これを、新市のまちづくりの構想にまとめたものが、いわゆる分散型まちづくりであり、ふるさとを愛する心を忘れず、将来を展望しようという郷づくりにほかなりません。今後の協議会におきましても、新市のまちづくりにおきましても決して平坦な道のりではないと思いますけれども、さきの任意協議会で確認をいたしましたまちづくり構想こそが、我々が目指す道しるべであります。我々はこの基本精神を完全に共有した上で、それぞれ主体的に判断をして、この協議会を設置したものでございます。</p> <p>したがって、伊予市・中山町・双海町の全域の将来と、それぞれの地域への思いやり、そして信頼、これらを失わない限り、必ずや揺るぎない前進を遂げ、後世に誇れる新しいふるさとをつくり</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>上げることができるものと確信いたしているところでございます。</p> <p>また、昨今、大変厳しい行財政環境におきまして、従来の発想を踏襲していたのでは、地域の公共サービスは、もはや守れない状況でございます。行政改革は大胆に行い、その果実は、最終的に住民の皆様が受け取るということが、この合併の目標であります。</p> <p>そのためには、行政と住民の皆さんとがともに意識改革をしていただいて、ともにまちづくりに取り組むことが必要でございます。特に当協議会の委員の皆さん方には、そのパイロットにもなっていていただく必要があろうかと存じます。何とぞ各位の絶大なるご支援、ご協力を心からお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつにかえます。どうぞよろしくお願ひします。</p>
坪内主任	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、第1回目の会議でもありますので、副会長からもごあいさつをいただきたいと存じます。</p>
市田副会長	<p>ご紹介をいただきました中山町の市田でございます。</p> <p>引き続きまして、副会長という重責を汚すことになるわけでございます。どうか、よろしくご協力をいただきますように、お願いを申し上げたいと思います。</p> <p>今回から、泉県会議員さん、そして松岡松山地方局長さん、顧問としてお迎えをいたしまして、ご指導をいただくことになったわけでございます。そのご指導をいただきながら、また委員各位のご協力をいただきながら、もう11カ月しかなくなりましたわけござ</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>いますけれども、目標といたしております来年の3月末日までに、どうしても合併にこぎつきたいということでございまして、努力をしていかなばならないというふうに思っておるわけでございます。</p> <p>今回の法定協議会の移行に際しましては、1市2町の議会の皆様方の判断等決定をいただきました。そして、法的に意義のある協議会が立ち上げになったわけでございます。</p> <p>今回の合併協議会、大きな目的、このうちの問題だけではございませんけれども、やはり行財政の効率化とあわせまして、住民あるいは公共サービスを落とさないという両面があるわけでございまして、法的に認められますこの協議会におきまして、十分にご審議をいただくことはもちろんでございますけれども、ほかの県にありますような、いわゆる主導権の争いになったりあるいは条件闘争になったりすることなく、加戸知事がよく言われますように、惻隱の情の気持ちを持たれまして、冷静な中で協議をし、話し合いをしていただきたい、このように思うわけでございます。</p> <p>勝手なことを申し上げたわけでございますが、冒頭申し上げましたように、もう11カ月余りしかないわけでございますので、皆さん方のご協力をいただきまして、目標に沿いまして合併ができますようにご期待とお願いを申し上げまして、ごあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、副会長の上田双海町長、よろしく願いいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
上田副会長	<p>失礼します。ご紹介に預かりました上田でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>今回、我々は伊予市・中山町・双海町という文化的にも人的にも経済的にも非常に交流の深い、そして気質もよく似た三者でございます。そういったことで、今後の協議等についても、スムーズにいくところがあるかと思えますけれども、それに甘えて、安易になることなく、留意しなきゃいけないのではないかというふうに思っております。言ってみれば、類は友を呼ぶというような形で、三者が進めていくわけでございますけれども、お互いの固い信頼のもとに、活発な議論ができる場とチャンスをできるだけ多く持って、時には口角泡を飛ばすというような議論もあってしかるべきだと思っております。そういったことで、回り道になるかもしれないけれども、それが、最終的には実の結ぶ早道であるという確信のもとに、慎重審議、協議が進められまして、我々のが目的とする後世に悔いのない合併ができることを、心から祈念しておる次第でございます。</p> <p>今回は、たびたびご紹介ありますように地方局の局長さん、そして泉県議さんの顧問という形でご指導もいただくことになっておりますので、必ずやこれが喜ばしい形で、早く実現すると思っております。</p> <p>そういった意味で、この思いは、皆様とも一緒に一緒だと思っておりますので、今後とも一緒にご協力いただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
坪内主任	ありがとうございます。

発言者	議題・発言内容
泉 県議	<p>本協議会におきましては、伊予市選出の泉圭一県議及び愛媛県の松岡誼知松山地方局長に顧問をお願いし、ご指導をいただくこととしております。本日は、公務ご多忙のところご出席をいただいておりますのでご紹介申し上げ、あわせましてごあいさつをちょうだいしたいと思います。</p> <p>まず、泉圭一県議でございます。</p> <p>ただいまご紹介いただきました伊予市選挙区選出の県会議員の泉圭一と申します。</p> <p>今回は、伊予市・中山町・双海町の合併協議会、第1回目の協議会から顧問の委嘱をしていただきまして、受けさせていただくようになりました。また、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>昨年12月、伊予市が合併前の枠組みからの合併の離脱というふうなことから、いろいろな騒動が起きました。離脱に対しての各地区への説明会等々も行いながら、任意合併協議会、また本日の法定協議会に移行し、協議会になったわけであります。</p> <p>国が進めておる平成の合併特例法の期限までにというふうなことで、どんどん合併が進んでおりました。愛媛県においては、全国でも最も合併が進んでおった県ではないかというぐらい、どんどん進んでおった。その中で合併離脱というふうなところで、住民、市民も大変びっくりしたわけであります。</p> <p>そういった中で、住民が合併のメリット、デメリットはどうか、またどういう枠組みがいいのか、自分たちの将来のまちはどういうふうなまちになったらいいのかというふうな、将来を見据えての、本当に自分たちがこういうまちにしたいというふうな議</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>論、論議が各地で起こったというふうなことに對しては、ひとつ大きな意義があったのではないかと、私は思っております。</p> <p>合併は、手段であつて目的ではないと思つています。合併を行うことによつて、これから自分たちの地域をどういふふうによくしていきたいか、そしてどういつた発展をさせていきたいか、そういった合併という手段を使つての起爆剤となつて、地域の発展をしなければならぬと思つております。</p> <p>21世紀になりまして、国もいろいろと変貌、変革をしてきております。そういった中で、地方からこの合併で日本を変えていく、そういった大きな志を持った合併になつていただきたいと思つております。</p> <p>あと1年を切つたわけでありまして。これから1年間、いろんな協議を、この協議会で行わなければならないわけでありまして、これからの過程を大事にして、いろんな議論をして、そして、今の流れでは愛媛県の中で最後の合併にならうと思つておりますが、最後にすばらしい、住民の相互の意思疎通のとれた合併になつていただきますよう、協議を重ねていただきますようお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。</p>
坪内主任	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、松岡誼知松山地方局長でございます。</p>
松岡地方局長	<p>皆様、こんにちは。ただいまご紹介をいただきました松山地方局の松岡でございます。</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>皆様方におかれましては、平素から本県の県政全般にわたりまして、温かいご支援、ご理解をいただいておりますことを、本席をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>また今回、中村会長さんの方から、当協議会の顧問というようにお話がございまして、微力ではございますけれどもお受けをさせていただきました。また、皆様方にお世話になると思いますが、よろしくお願いを申し上げたいと思います</p> <p>先ほどからお話がございましたように、特例法は来年の3月が期限でございます。よその協議会の進行状況と比較いたしますと、残されております時間は非常に短いと思っておりますが、できるだけ議論を重ねていただき、またオープンな議論、住民の方々への情報提供というものを十分尽くしていただきまして、住民の方々が合併してよかったと思っていただけるような新しいまちづくり、お聞きしてまずのでは人、まち、自然が会う郷づくりというようなキャッチフレーズで進んでいかれるようにお聞きしております。そのようなまちづくりができますように十分な議論を重ねていただきますようにお願いを申し上げたいと思います。</p> <p>県といたしましても、できるだけご相談に預かり、またできることはご協力をさせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げまして、簡単でございますけど、ごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、委嘱状の交付を行います。</p> <p>本来なら会長より皆様へ直接お渡ししなければならないところで</p>

発言者	議題・発言内容
中村会長	<p>すが、時間の関係上、委員の皆様を代表いたしまして伊予市の安田様に委嘱状の交付をさせていただきます。</p> <p>安田様、恐れ入りますが、前の方へお越しく下さい。</p> <p>委嘱状。学識経験者、安田一江様。</p> <p>地方自治法第252条の2第1項及び市町村合併特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく伊予市・中山町・双海町合併協議会の委員に委嘱します。</p> <p>平成16年4月1日。伊予市・中山町・双海町合併協議会会長、中村佑。</p> <p>どうぞよろしく申し上げます。</p>
坪内主任	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかの方につきましては、あらかじめ机の上に配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、次第の4、報告事項であります。</p> <p>本日のこの伊予市・中山町・双海町合併協議会設置の経緯及び経過についてご報告させていただきます。</p>
和田局長	<p>それでは、お手元の会議資料の1ページをお開きいただいたらと思います。資料を読み上げまして、説明にかえさせていただけたらと思います。</p> <p>法定協議会設置の経緯及び経過報告であります。</p> <p>伊予市、中山町及び双海町では、広域行政の推進と狭域、地域行政の充実とを両立させることが課題であると考え、市町村合併によ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>り地域内分権、行政組織内分権を基本とした行財政改革を行い、地域住民と行政との参画と協働の行政運営を目指すことに合意し、平成16年1月8日に任意の協議会を設置し、協議検討を重ねるとともに、新市まちづくり構想、新市の事務の方式及び住民自治組織について、全12回の住民説明会を開催したところであります。</p> <p>その結果、任意協議会の目的である新市の将来像の共有、また合併問題に関する基礎的な調査研究、これが達成できたものと考え、今後の協議については、いわゆる法定の協議会で行うこととし、4月1日をもって伊予市・中山町・双海町合併協議会を設置するものでございます。</p> <p>その下に、任意の協議会での会議の開催状況、4回開催をしております。この4回の会議を通じて、ただいま申し上げたような内容の確認をしたわけでございます。</p> <p>ここで、恐れ入ります、1点、資料の訂正をお願いしたいと思います。第2回協議会平成16年2月13日と資料の方はなっておりますけれども、2月12日の誤りでございますので、申しわけございません、訂正をお願いしたいと思います。第1回が2月2日、第2回が2月12日、第3回3月1日、第4回3月18日ということで、4回の会議を行っております。</p> <p>それから、一番下の表は、合併構想説明会でございまして、3月3日から3月15日にかけて、伊予市6会場、中山町3会場、双海町3会場、合計12会場におきまして、新市まちづくり構想と、新市の事務の方式、住民自治組織についてご説明を申し上げたものでございます。</p> <p>以上、経緯及び経過の報告を申し上げます。</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>それでは、ただいまから議題の審議に入りますが、会議の開催につきましては、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は、委員総数21人に対し21人の参加であり、半数以上の委員に出席いただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことを、ご報告申し上げます。</p> <p>また、合併協議会規約第10条第2項に、会長が会議の議長となると規定いたしておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>委員の皆様にお願いがございます。発言の際に挙手をいただきましたら、事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、お名前をおっしゃられてからマイクをご使用していただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>それでは、会長、以降の進行をよろしく申し上げます。</p>
中村議長	<p>それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>議事に入ります前に、後ほどご協議をいただくことになっておりますが、会議運営規程において、この協議会の会議録は、公平性を確保するために委員2名に署名をお願いすることといたしております。本日は、伊予市の岡田委員、双海町の富岡委員にご署名をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、早速、会議次第の5、議題に入らせていただきます。</p> <p>まず、報告でありますけれども、報告第1号伊予市・中山町・双海町合併協議会規約についてと報告第2号伊予市・中山町・双海町</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>合併協議会規約に関する協議書についての2件を、一括して事務局から説明を求めます。</p> <p>それでは、お手元の会議資料は2ページ以降でございます。</p> <p>報告第1号は規約でございます、任意協議会におきましても、法定協議会の設置を見通して法定協議会に準じた運営をしておりましたので、ここで報告申し上げる規約これも任意協議会と内容は、似たようなものでございます。特に、異なる点とかご留意いただく点に絞ってご説明をさせていただいたらと思いますので、ご了承ください。</p> <p>まず、3ページに規約があります。この規約の内容は、大きく3点ございまして、規約そのもので定めておる事項と、それから首長——市長、町長が協議して定めるということになっている事項、それから、この会議に諮って定めようというもの、この大きく3つございます。</p> <p>次の、報告第2号は、この規約に関する協議書、規約の中で3首長が協議をして定めるということになっているものが9項目ございまして、それに関する協議書が報告第2号でありますので、この規約の説明の中で、この協議書の内容もあわせてご説明させていただくことにいたしますので、お願いいたします。</p> <p>3ページをごらんいただいたらと思います。</p> <p>第1条は設置であります。</p> <p>第2条が名称。この協議会の名称は、伊予市・中山町・双海町合併協議会とする。それから、第3条が、担当事務でございます、第2号(2)のところ、法第5条に基づく新市建設計画の作成と</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ありますように、この法と申しますのは、いわゆる合併特例法でございまして、この法定の協議会で新市建設計画をつくる、そこに掲載したものに対して、いわゆる合併特例債が適用されるということでございます。</p> <p>第4条は、協議会の事務所でございます、これが3市町が協議して定める1つの項目でございます。これは伊予市灘町363番地の旧スピーダが就航しておりました待合所を事務所として使っております。</p> <p>それから、第6条、会長、副会長でありまして、これは最初にご紹介申し上げましたけども、3首長の協議によりまして、会長が伊予市の中村市長、副会長が中山町の市田町長、それから双海町の上田町長ということになっております。</p> <p>それから、第7条で、委員構成でございますけれども、委員につきましては、この資料の一番最後63ページに名簿を掲載しておりますので、そちらもご参照いただけたらと思います。この構成については任意協議会と同じでございます、3市町の長及び助役、議長、議会選出の議員1人、学識経験者3人ということになっております。</p> <p>それから、この第7条の第3項で、3市町の長が協議により定めた者を顧問として置くことができるということで、これについては、会長、副会長のごあいさつの中でもありましたけれども、泉県議、松岡地方局長にお願いをしております。</p> <p>なお、後ほど、ご説明いたしますけれども、顧問設置規程という方で委嘱を申し上げることとしております。</p> <p>それから、4ページをお開きいただけたらと思います。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>第8条で、会長の職務代理人、これが4番目の協議事項でございます。まして、会長の職務代理人として市田中山町長を選任しております。</p> <p>それから第10条、会議の運営でございますけれども、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。第2項で会長が議長となる。それから、第3項で、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めるということで、これについては後ほど、議案として、議案第1号から第3号まででご協議いただくこととしております。</p> <p>それから、第12条が、協議会に幹事を置く、それから第12条の第2項で幹事会の下に専門部会を置くということになっております。</p> <p>それから、第3項が幹事会及び専門部会の組織運営に関する必要な事項は、3市町の長が協議をして定めるということで、これも後ほど規程でご報告を申し上げます。</p> <p>なお、62ページ、後ろから2番目のページでありますけれども、合併協議会の体系図を載せております。今申し上げましたが、合併協議会の下に幹事会というのがございます。さらにその下に専門部会というのがありまして、さらにその専門部会の下部組織として分科会というものを設置することにしております。合併協議会の左側に、指導助言をいただく顧問ということで、これが会議体の体系図でございます。</p> <p>それから、資料4ページの方にお戻りいただいたらと思います。</p> <p>13条が事務局でございます。13条の第2項、事務局の組織運営、その他必要事項は、3市町の長が協議をして定めるというこ</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>とで、これも後ほど規程でご報告を申し上げますこととしております。</p> <p>それから、14条が経費の負担でございます。協議会に要する経費。これも3市町の長が協議の上、それぞれの負担の割合を決めております。これについては、均等割を100分の30、30%を均等割、100分の70、70%を人口割で、必要経費を負担しようということにしております。具体的な金額については、後ほど予算の説明のところでお願いをしたらと思います。</p> <p>それから、15条が監査に関する規定でございます。監査委員は、3市町の識見を有する監査委員のうちから2人委嘱するという事で、伊予市と中山町の代表監査委員を当協議会の監査委員に委嘱しております。</p> <p>それから、15ページになりますけれども、16条、財務に関する事、これも3首長の協議事項でございます。これも後ほど、財務規程ということでご報告させていただきます。</p> <p>それから、17条が報酬及び費用弁償に関する規定でございます。これも第3項で会長が別に定めるとあります。後ほど、規程でご報告をさせていただきます。</p> <p>以上、簡単でありますけれども、規約それから規約に関する協議書、あわせてましてのご説明とさせていただきます。</p> <p>ただいまの説明の中で、報告2号に関する事項はあわせてご説明を申し上げましたので、ただいまの説明で9ページまでの説明とさせていただきます。</p> <p>それでは、2件について、報告1号、2号の説明が終わりまし</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>た。このことにつきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、受けたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p> <p>特段のご意見、ご質問もないようでございますので、ご承認をいただきましたということでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>次に、報告第3号伊予市・中山町・双海町合併協議会顧問設置規程についてから、報告第9号伊予市・中山町・双海町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程についてまでの7件を一括議題とさせていただきます。</p> <p>事務局、説明求めます。</p>
和田局長	<p>これも、ただいま規約で説明いたしました3市町の長が協議をして定める事項でございます。資料の方は、10ページ以下でございます。</p> <p>まず、報告第3号は、顧問設置規程でございます。11ページをごらんいただいたらと思います。これは、任意協議会ではございませんでした。</p> <p>第2条に、顧問は、次に掲げる職にあるものをもって充てるということで、泉県議、松岡松山地方局長にお願いをしております。任期は、前条に掲げる職の任期によるということで、いわゆる充て職</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>でございます。</p> <p>第4条として、必要があるときには、顧問に意見を求めることができるということで、指導、助言を仰ぐこととしております。附則で、4月1日から施行するというので、当協議会設置当初からお願いをすることとしています。</p> <p>次にめくっていただきまして、報告第4号は、幹事会規程でございます。</p> <p>13ページをお願いいたします。第2条に幹事会の所掌事務といたしまして、協議会に提案する必要な事項についての協議調整、それから第2項で合併に必要な事項についての協議調整ということになっております。</p> <p>組織としましては、第3条、別表に掲げる職にある者をもって充てるとして、次のページにありますけれども、3市町の助役と合併担当課長が幹事に当たることになったおります。</p> <p>第4条が役員でございまして、幹事長1人、副幹事長2人ということで、幹事長には伊予市の小林助役、副幹事長には中山町の窪中助役、双海町の藤田助役が当たっております。</p> <p>それから、13ページの一番下の行、第8条で、幹事会の庶務は協議会事務局において処理をするということで、幹事会の事務局も合併協議会の事務局が当たることになっております。</p> <p>それから、15ページをお願いいたします。</p> <p>報告第5号は、専門部会規程でございます。</p> <p>さらに1枚、めくっていただきまして、16ページ、お願いいたします。</p> <p>第2条で、専門部会は、幹事長の指示を受け、専門的に協議また</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>は調整を行うということで、幹事会の下部組織でございます。</p> <p>第3条で、組織といたしまして、別表に部会の構成を掲げております。17ページに12部会にしております。</p> <p>第3条の第2項に、必要に応じて分科会を設置することができるということで、さらにこの専門部会の下部組織として分科会を設けております。</p> <p>それから、第4条が役員でございます、部会長1人、副部会長2人ということで、副部会長には部会長以外の市町から副部会長を出すということにしております。例えば、伊予市が部会長を持っている部会であれば、中山町と双海町で副部会長を持っていただくということでございます。</p> <p>それから、第8条の庶務でありますけれども、専門部会の庶務は、部会長の所属する市町の担当部門が行うということにしております。</p> <p>それから、18ページをお願いいたします。</p> <p>報告第6号が、その分科会設置要領でございます。</p> <p>19ページ、お願いいたします。</p> <p>第2条で部会長の指示を受け専門的に調査し、または調整を行うというのが分科会の所掌事務でございます。</p> <p>第3条で、分科会構成は、別表に掲げるとおりとするということで、これは20ページに分科会の構成を載せておりますけれども、25分科会を設置しております。分科会の構成員は、それぞれの担当係長を中心にした職員でございます。</p> <p>第4条が、分科会に次の役員を置くということで、分科会長1人、副分科会長1人ということになっております。これは、分科会</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>長は部会長の市町の職員が分科会長もやるということで、副分科会長も分科会長の市町の職員がやるということで、これは、連絡を密にしてやる上から、同じ市町の職員で担当していただくことにしております。</p> <p>第8条の庶務といたしまして、分科会の庶務は、分科会長の続する市町の担当部門が行うこととしております。</p> <p>21ページをお願いいたします。報告第7号は、事務局規程でございます。</p> <p>次の22ページをごらんいただいたらと思います。</p> <p>第2条に所掌事務として、会議に関すること、資料の作成に関すること、広報広聴、それから協議会の庶務、その他運営に関し必要な事項が所掌事務でございます。</p> <p>それから、第5条が決裁でございます、会長が決裁する事項でございます。協議会の運営に関する基本方針、23ページになりますけれども、それから協議会に提案する議案の決定、それから予算、決算、それから規程、要領等の制定改廃、その他重要な事項でございます。</p> <p>第6条が専決事項、これは事務局長決裁事項でございます、100万円未満の物品の購入、契約、それから事務局の運営に係る基本方針、それから連絡調整、それから調査照会、回答に関すること、職員の時間外勤務命令等、その他軽易な事項に関しては、事務局長決裁としております。会長決裁については、甲決裁、事務局長決裁については乙決裁というようなことで、事務局の方で運用をしております。</p> <p>第7条は、代決ということで、会長が不在のときには副会長、そ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>の職務代理をする副会長が代決、事務局長が不在のときは総括局員が代決ということにしております。</p> <p>なお、これらの規程のほか具体的な文書の取り扱いとか文書の様式につきましては、別に文書取扱要領というものを定めて運用しております。</p> <p>26ページをお願いいたします。</p> <p>報告第8号は財務規程でございます。27ページ第2条といたしまして伊予市・中山町及び双海町の負担金並びにその他収入を歳入とします。それから、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とするということにしております。</p> <p>第2条の第2項として、会長は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会の議決を得なければならないとありますけれども、ここでは、今回につきましては読みかえ規定がございますので、毎会計年度予算を調整し、第1回の協議会で議決を得なければならないというふうに附則の方で読みかえをしていただきたらと思えます。ということで、この後、予算についてもご審議をお願いすることにしております。</p> <p>それから、第4条、歳入予算の款及び項、それから第4条の第2項で歳出予算の款及び項、これが29ページにありますけれども、これは任意のときと同じ項目にしております。</p> <p>それから、次の28ページに第7条で項間の流用または予備費の充用をしたときには、直近の協議会に報告をしなければならない。</p> <p>それから第8条で決算、会計年度終了後2カ月以内に決算を調整するというふうなことが定められております。</p> <p>この財務に関しましても、具体的な出納とか会計の事務の取り扱</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>い、それから諸様式につきましては、別に会計要領というものを定めて運用をしております。</p> <p>それから、32ページをお願いいたします。</p> <p>報告第9号は、報酬及び費用弁償に関する規程でございます。これは、会長が別に定めるといふふうに規約の中でうたわれておったものでございます。</p> <p>33ページをお願いいたします。</p> <p>第2条で、報酬は、日額7,400円とする。これは任意と同じ額でございます。ただし書き、ただし地方公共団体の常勤の特別職、一般職及び議会議員についてはこれを支給しないということにしております。</p> <p>以上、大変、駆け足でありますけれども、報告第3号から報告第9号までの説明とさせていただきます。</p>
中村議長	<p>ただいま7件についての説明をいたしました。</p> <p>このことにつきまして、ご意見、ご質問等がございましたら受けたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>特段ないようでございます。</p> <p>したがいまして、この報告第3号から報告第9号の件、7件につきましては、ご承認をいただきました。</p> <p>ここから議案に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号伊予市・中山町・双海町合併協議会会議運営規程につ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>いてから議案第3号伊予市・中山町・双海町合併協議会会議運営申合せ事項についてまで、3件については、いずれも会議の運営に関する議案であり、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>中村議長 ご異議なしと認め、第1号から第3号の3件を一括議題とさせていただきます。</p> <p>事務局、説明求めます。</p> <p>和田局長 これも、先ほどの規約の中で、会議の運営に関することは会議に諮って決めるというふうに定められておったものでございます。</p> <p>資料の方は、34ページ、議案第1号会議運営規程でございます。</p> <p>35ページをお願いいたします。</p> <p>第2条で、基本方針として、会議は原則として公開するものとする。ただし、協議会委員の半数以上の賛成があるときは公開しないことができるとしております。</p> <p>それから、一番下の第7条、表決につきましては、会議の議事は全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するとしております。</p> <p>次の、36ページをお願いいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>第10条、これは傍聴に関する規程でありますけれども、第2項で、会議の傍聴については議長が別に定めるということで、次の議案第2号でご審議をいただきたいと思います。</p> <p>それから、次の第11条の第2項で、会議録に署名すべき委員は2人とするということで規定しておりますけれども、本日、第1回目ということで、既に議長の方で議事の冒頭に指名をさせていただいております。ご了承いただいたらと思います。</p> <p>それから、36ページ一番下の附則で、この規程は平成16年何月何日から施行するとありますけれども、本日、議決していただきましたら、本日4月8日から施行するということになります。</p> <p>それから、37ページが議案第2号でございます、これは傍聴に関する要綱でございます。</p> <p>38ページをお願いいたします。</p> <p>内容は、任意協議会のとくとほぼ同じでございます。第2条で、定員は30人としておりますけれども、会場に応じて増減できるようにしております。</p> <p>第3条の第2項で、15分前から先着順に傍聴証を交付するとしております。</p> <p>第4条が、傍聴席に入ることができない者ということで、それぞれ9項目列記しておる事項に該当する者については、傍聴できないこととしております。</p> <p>それから、39ページ、第5条が傍聴人の守るべき事項ということで、7項目にわたって傍聴席において遵守していただく事項を列記しております。</p> <p>それから、第6条が写真とか録音等については会長の許可が必要</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>であるということを規定しております。</p> <p>第7条は職員の指示に従っていただく、それから第8条は、会議を公開しない決定があった場合は、傍聴人は退場をしていただく。第9条は、違反に対する措置でありまして、この傍聴に関する要綱に従わない場合には退場させることができると規定したものでございます。これについても、本日、議決をしていただければ、4月8日から施行することになります。</p> <p>それから、41ページが議案第3号でございます。会議運営申合せ事項であります。</p> <p>42ページをお願いいたします。</p> <p>1の会議の定期開催ということで、(1)第1項で、開催日として毎月第2木曜日ということにしております。それから、会議の時間は午後2時から、第3項で、開催場所については、それぞれ中山町、双海町、伊予市というふうに取り回りで開催するというようにしております。</p> <p>それから、第4項、傍聴の取り扱いということで、これは先ほどの会議運営規程と整合するものでありますけれども、原則として公開、半数以上の賛成で公開しないことができるという規定があります。</p> <p>以上で、議案第1号から第3号までの説明を終わります。</p> <p>ただいま、3件についてのご説明がございました。この件について、ご質問、ご意見等ございましたら受けたいと思います。</p> <p>どうぞ、上田副会長。</p>

発言者	議題・発言内容
上田副会長	<p>合併協議会会議運営規程、ここでは35ページになりますが、第7条でございます。会議の議事は全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決すると、こういうことになっておるんですが、この3分の2というのが、半数以上でいいのではないかと。3分の2以上というその根拠をお聞かせいただいたらと思っております。</p> <p>全会一致をもって決することを原則とするということで、半数以上よりも全会一致に近いという形での3分の2という数字を求めるとであれば、3分の2でなくてももっと高い4分の3とか5分の4というのでもあってもいいんじゃないかと思うのですが、この出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するという根拠をお聞かせいただいたらと思います。</p> <p>それと、42ページになりますが、傍聴の取り扱いの4のところですが、ここに協議会の会議は原則として公開するものとする。ただし、委員の半数以上の賛成があるときは公開しないことができるものとするというのがありますが、これも委員というのが整合性を持たせるために出席委員の半数以上とするのか、単に委員の半数以上というこのままでいいのか、ちょっと不明確かなと思ったりもするのですが、この2点についてお伺いいたします。</p>
中村議長	事務局。
和田局長	<p>まず1点目の表決、3分の2以上の賛成をもって決するというのは、基本的にこの協議会は協議の場でありますので、そういう意味で協議が整うということは全会一致が基本であります。ただ、議題</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>によりましては、やはり一定の結論を出して次に進むということが必要な場合も出てまいるかと思えます。そういう場合に、どうしても全会一致ということができない場合に、過半数ではなくて3分の2以上としておるといのは、特別多数決をここでは適用したいということで、過半数ではなくてもう少し意見の一致の重い特別多数決議決を採用したいということで、やむを得ず一定の結論を出して次へ進むという場合には、3分の2以上の賛成をもって決するのが適当ではないかとしております。</p> <p>それから、非公開にする場合には委員の半数以上の賛成ということで、これについては出席委員ではなくて、委員の半数以上ということですから12名以上ということになるかと思えます。</p> <p>これについては、会議の成立自体も過半数で成立ということもありますので、会議の運営に関する1つの判断として過半数で決することにしておるものでございます。</p> <p>以上、ご説明終わります。</p>
中村議長	<p>どうでしょうか。</p>
上田副会長	<p>後段の方は理解いたしました。</p> <p>前段の方ですね、出席委員の3分の2の純度の高いということであれば4分の3の方が、まだ高いわけなんですけれども、4分の3というのを私はお願いしたいと思います。</p> <p>妙な言い方かもしれませんが、1市2町3つの自治体の協議会でございますので、これ3つということ、3分の2となると、自治体単位で意見が分かれる決定がなされるというふうな懸念がございま</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>す。それがよしとする意見もあろうかと思えますけれども、私自身はそれはよしとしないという考えを持っております。であるがゆえに、3分の2よりも純度の高い4分の3をお願いしたいと思うのですが、いかがなものごさいます。</p> <p>さて、このようなご意見がございしますが、このことについて、賛同者がおられますか。</p> <p>上田委員のご発言でございしますが、このことについて、反論なりや事務局案でいいとかいうことで、またここで採決しても、また3分の2で採決できるのかもわかりませんでしょう。</p> <p>前回の1市3町の協議会はこの方法をとっておったんです。そのことが踏襲されたわけであるので、先ほど上田委員がおっしゃったような、今度は1町減ったわけですからどうでしょうかというご発言かとも思いますが、その必要があるかどうか。</p> <p>はい、どうぞ、高橋委員。</p>
高橋委員	<p>私も素人ですので、ちょっと勉強不足でわかりません。事務局にお尋ねしたいのですが、議会とかそういうことでも大体3分の2という数字が出てきておるわけで、そこら辺の法的というか、根拠は何かあるのですか、この3分の2というのは。</p>
和田局長	<p>特別多数決議決ということで3分の2以上、より重要なものについてはそういうものがございします。具体的な規定については、ちょっと用意しておりませんが、そういうことで過半数と3分の2以上と、そういう決定の仕方はあると思えます。</p>

発言者	議題・発言内容
高橋委員	<p>一応そういう根拠というのがあるんでしたら、これは3分の2でも構わないんじゃないかと、僕は思うのですが、いかがなものでしょうか。</p>
上田副会長	<p>1市3町の場合の4自治体の場合だったら、3分の2でも、問題は全くないと、私は思うんです。ですけれども、この1市2町の今回の我々の場合においても3分の2でも、私はいかんというじゃないんです。できたら4分の3が。純度が高いわけですから。3分の2は71%ぐらいで4分の3は七十何ぼですか、高いわけですから、全員一致に近いわけですから、その高橋さんがおっしゃるように半数以上でない場合、3分の2というのは、そういうのは慣行といますか、そういうのがあるのであれば3分の2でもいいのですけれども、私は、3分の2でも4分の3でも5分の3でもいいのではないかという気持ちがありまして、あえて3分の2ということは必要じゃないかなと思ったわけでございます。必ずそうしてほしいというふうなことではございませんので、つけ加えいたします。</p>
中村議長	<p>重松委員。</p>
重松委員	<p>この件につきまして、上田副会長さんの方のご意見、3分の2よりは4分の3の方が純度が高いというようなことではございますが、やはり1市2町、3行政が協議する中で、やはりこういうことが余りないとは思いますが、三者の中での1行政が、特に異なった意見を出された場合、そこの行政が、極端に言えば意見が通らな</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>くなるということが考えられますので、やはり4分の3にしていいのではないだろうか、そんなふうに思いますが。</p> <p>以上です。</p> <p>重松委員から上田委員の意見に対して賛同の意見が出ました。この採決も4分の3でないとだめですかね。</p> <p>それでは、原案の3分の2に賛同の皆さんの挙手をいただきます。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p>
中村議長	<p>9人ということは、半分ない。</p> <p>そうしたら、4分の3というのに賛同の方、挙手ください。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p>
中村議長	<p>同数じゃない。</p> <p>議長1人入っても過半数でしょう。過半数で決めていいのですか。</p> <p>さあ、ここでお出ましいたどくのが、県の顧問さんに。どういふふうに決めたらいいでしょうかね。</p>
泉 顧問	<p>私は顧問で、どちらかと言う立場ではないような気もしますが、ご意見ありましたように、それこそ協議会ですので、皆さんが協議して決めていただくのが一番いいのではないかと思います。た</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>だ、ちょっと私もしっかり根拠は思い出せないのですが、過半数が、説明にありましたように特別多数決というのが、どこかで見たような聞いたような気がします。ただ、よう思い出しませんので、はっきりした根拠ではありませんので、3分の2でいいとは申し上げにくい状況です。</p> <p>ですから、議論してお決めいただくのが一番、皆さんがそれをご理解、納得いただくのが一番ではないかと思います。余り答えにならないようなことで申しわけございません。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>今の採決に加わらなかった方がいてると思うのですが。市田さんと、大石さんと私と3人ですね。</p> <p>ご意見、大石さんのは。はい。</p>
大石委員	<p>我々の議会では、事務局の説明のように特別3分の2以上、通常は過半数となっておりますけれども、それはここに規程のありますような全会一致を原則とする規定がないんですよ、議会にはね。だから、特別多数決とか過半数の規定があるのですけれども、これには全会一致を原則とするという規定があるのですから、これを守る以外にないんじゃないんですか。ですから、3分の2だろうが4分の3だろうが同じことだと思ったものですから、棄権させていただきました。</p>
市田副会長	<p>私も、全会一致が原則というひとつのあれがありますから、このままでいいのではないかという感じがするわけですね。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ということで、私も会長としてもそのままでいいと思いますので、12対9ということで、半数ではないですが。ご賛同いただけますか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>はい、それではひとつそういうことで、原案どおりでやらせていただきます。</p> <p>このことについて、異議ございませんね。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>それでは、ないようでございますので、3件一括して採決をいたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号伊予市・中山町・双海町合併協議会運営規程についてないし議案第3号伊予市・中山町・双海町合併協議会会議運営申合せ事項についてご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ご異議ないようでございますので、議案第1号ないし議案第3号につきましては、原案のとおり議決させていただきます。</p>

発言者	議題・発言内容
久保次長	<p>続きまして、議案第4号伊予市・中山町・双海町合併協議会における協定項目についてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明求めます。</p> <p>お手元の資料の43ページをごらんください。</p> <p>議案第4号伊予市・中山町・双海町合併協議会における協定項目についてご説明をさせていただきます。</p> <p>伊予市・中山町・双海町合併協議会における協定項目を別紙のとおり定める。次のページをごらんください。</p> <p>伊予市・中山町・双海町合併協議会における協定項目（案）でございます。この協定項目につきましては、基本的にはここに挙げております22項目について協議することとし、協議会に協議提案し、確認を得たいと考えております。なお、確認を得ました協定項目は、合併協定項目として合併協定書に取りまとめ、協定調印されるものです。この項目につきましては、地方自治法、合併特例法、協議会規約などの定めるところを基本に、合併の先進地の事例を参考に整理したものでございます。</p> <p>まず、基本的協議事項としましては、1、合併方式、2、合併の期日、3、新市の名称、4、新市の事務所の位置、5、財産及び債務の取り扱いの5項目でございます。</p> <p>次に、合併特例法に規定されている協議事項としまして、6、地域審議会の設置、7、議員定数及び任期の取り扱い、8、農業委員会定数及び任期の取り扱い、9、一般職の職員の身分の取り扱い、10、地方税の取り扱いの5項目でございます。これは、特例を適用するのか、しないのかを含めた協議が必要な事項でございます。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>その他、必要な協議事項としましては、11、特別職の職員の身分の取り扱い、12、条例、規則等の取り扱い、13、組織及び機構の取り扱い、14、一部事務組合等の取り扱い、15、使用料、手数料等の取り扱い、16、公共的団体等の取り扱い、17、補助金、交付金等の取り扱い、18、行政連絡機構の取り扱い、19、町字名の取り扱い、20、慣行の取り扱い、21、各種事務事業の取り扱い、22、新市建設計画の12項目、以上22項目でございます。</p> <p>次に、45ページの議案第4号資料をごらんください。</p> <p>この資料は、先ほど協定項目ごとに主な協議内容を記載しておりますが、第1回の任意協議会におきまして示したとおりでございますので、内容のご説明につきましては割愛させていただきたいと思っております。</p> <p>今後、分科会、専門部会、幹事会で調整を行ってまいりますけれども、検討の過程で追加すべき協議事項が生じた場合には、21の各種事務事業の取り扱いに適宜追加させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>以上で、説明を終わらせていただきます。</p>
中村議長	<p>ただいま説明がございましたが協議会の協定項目について、ご質問、ご意見等がございましたら、受けたいと思っております。</p> <p>日野委員。</p>
日野委員	<p>このスケジュールの中で、今後の計画の中で、新市の名称であるとか、あるいは在任の特例法であるとか選挙区制あるいは議員定</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>数、そういったもろもろの問題なども地域住民が非常に興味を持っていることでもあり、注目をしておると思います。また、各市町の議会においても、この問題について協議をしなければならない時期に来ておると思います。</p> <p>したがって、具体的にこの問題をいつごろから審議をするのか、そういったスケジュールについてお示しをいただき、それにあわせて議会としても対応をしていくということが必要であろうと思いますので、お聞かせをいただきたいと思います。</p>
中村議長	事務局。
久保次長	<p>ただいまご説明しました協定項目の中でも、特に基本的協議事項のうちの3番の新市の名称、それから4の新市の事務所の位置、これにつきましては、特に住民の方の関心が高いということもありますし、協議の手順から言いますと、やはりこういう基本的な項目が先に決まらないと次の協議ができないという事項もありますので、できるだけ早い時期に協議をしていただきたいと考えております。</p> <p>ただ、今の時点での資料の調製状況からいたしまして、具体的にいつご提案するというような時期については、今のところまだ申し上げる段階ではございません。</p> <p>それから、次に合併特例法に規定されている協議事項の7番の議員定数及び任期の取り扱い、こういったことも広く議論する必要がありますし、また議会での調整というようなことも必要でありますので、特に議会においての議論はしていただきたいと考えており</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ます。これについても、具体的な提案の時期については今の段階ではまだ申し上げられませんけれども、できるだけ早くご協議いただきたいと考えております。</p>
中村議長	<p>日野委員。</p>
日野委員	<p>事務当局としては、その作業を急いではいるけれども、具体的な日程を、現段階では示すことはできないというふうなお話であったと思います。</p> <p>しかしながら、この新市の名称、新市の事務所の位置、それから議員定数の問題、在任特例法の問題等々大きな問題が待ち受けておりますので、早急にスケジュールを立てていただきたい。要望をしておきます。</p>
中村議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ないようでございますので、お諮りをいたします。</p> <p>議案第4号伊予市・中山町・双海町合併協議会における協定項目について、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ご異議ないようでございますので、議案第4号につきましては、</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>原案のとおり議決させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第5号伊予市・中山町・双海町合併協議会協議スケジュールについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>資料の方、47ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号合併協議会の協議スケジュールについてでございます。48ページをお開きいただいたらと思います。横向きの表で、大まかなスケジュールを示しております。</p> <p>一番上に合併手続とございまして、これは今の合併特例法の期限が17年3月31日ということですので、その期限いっぱいを見込んでの新市の施行日、そこから逆算した手続を入れております。12月の県議会に上げられるような手順でやりたいということで、逆算して入れたものであります。</p> <p>また、その下の段のそれぞれの事務につきましては、これから積み上げてスケジュールを組んでいくということも必要でありますので、下から積み上げていくスケジュールと、それから合併の手続としてポイントになる時期と、これが今の段階ではぎりぎりというところで非常に厳しいスケジュールになっております。</p> <p>先ほど、会議については、毎月第2木曜日というようなことで議決いただきましたけれども、会議も協議の状況によりましてはもっと回数をふやすとか、非常に柔軟にお願いしなければならないことも出てくるかと思えます。</p> <p>電算システム統合というのが、上から3番目でございますけれども、これについても既に着手をしておりますけれども、このスケジ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ルールでいきますと、平成17年に入りましたら並行稼働をしていかなければならない。次の事務事業の一元化、次の協定項目の協議、これも今ご指摘もいただきましたけれども、どれが優先して協議すべきものかというようなことで、効率よく優先できるような具体的なスケジュールを立てていきたいと考えております。</p> <p>それから、新市建設計画、これにつきましても関係機関との協議もございまして、非常に厳しいスケジュールでございますけれども、できるだけこの日程でこなしていきたいと考えております。</p> <p>それから、下の2つは広報に関するものでございまして、協議会日より、これは隔月ということで2カ月に1回、出したいと考えております。早速5月1日に第1号を発行したいと考えております。</p> <p>それから、ホームページにつきましても、4月から立ち上げて情報提供していきたいと考えております。</p> <p>以上、大変大まかなスケジュールでございますけれども、説明、終わります。</p>
中村議長	<p>このスケジュールについて、ご質問、ご意見等ございましたら受けたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>別段、ご意見もないようです。</p> <p>議案第5号伊予市・中山町・双海町合併協議会協議スケジュールについてご異議ございませんでしょうか。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>催といたしましております。</p> <p>3といたしまして、専門部会、分科会は随時開催するということにしております。</p> <p>2つ目、合併に関し必要な事項の協議ということで、合併協議における協定項目について順次協議ということで、先ほど議案第4号で議決をいただきました22の協定項目につきまして、順次、協議を行っていただくということになります。</p> <p>3、新市建設計画の策定。これにつきましては、合併特例法第5条に基づく計画の策定でございます。</p> <p>1、新市建設計画の作成、2といたしまして行財政現況調査と財政計画の策定を予定しております。</p> <p>それから、4、事務事業現況調査及び調整作業の実施ということで、3市町の事務事業の一元化を行っていくこととしております。それを行うために行政全般にわたる現況調査、比較検討及び調整を行ってまいります。</p> <p>5、例規の統合。</p> <p>1といたしまして、例規等の現況調査、比較検討及び調整ということで、上記事務事業の一元化を行っていくに伴いまして、それを実施するための規定、例規等の調整を行ってまいります。</p> <p>2といたしまして、最終的に例規集の整備を行うこととなります。</p> <p>6、電算システムの統合でございます。</p> <p>各市町それぞれ相違する電算システムで、現在、行っております。このシステムを統合して、新市のシステムを構築してまいります。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>7、先進事例等の資料、情報の収集及び調査、研究をまいります。</p> <p>8、合併に関する情報提供といたしまして、合併協議会の協議状況を3市町の住民にお知らせするため、協議会だよりを発行いたします。これは、隔月ということで2カ月に1回の発行、そして必要な場合は増刊ということで、増刷も考えております。</p> <p>協議会だよりにつきましては、各3市町の世帯に配布するよういたしております。</p> <p>それから、協議会の状況を広く公開するというので、2、ホームページの開設、情報掲載をすることとしております。これにつきましては、随時、更新していくことといたします。</p> <p>9、その他合併に関する必要事項といたしまして、1、県、国との調整のほか必要な事業を適宜実施する。</p> <p>2、合併協定書の調印ということで、スケジュールの予定では、本年の10月下旬を予定としております。</p> <p>以上、平成16年度事業計画（案）についてご説明いたしました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p> <p>ただいま説明がございました平成16年度事業計画につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、受けたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>別段ないようでございますので、お諮りをいたします。</p> <p>議案第6号平成16年度事業計画について、ご異議ございません</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>3、繰越金につきましてはゼロ、4、諸収入といたしましては、雑入、預金利子といたしまして1,000円。</p> <p>歳入合計2,200万1,000円を計上いたしております。</p> <p>続きまして、下の表、歳出をごらんいただきたいと思います。</p> <p>まず、1款運営費、合計1,571万3,000円。うち、会議費、報酬、需用費合わせまして136万2,000円。続きまして、2項事務費、共済費、賃金、需用費等以下合わせまして1,435万1,000円。</p> <p>続きまして、第2款事業費548万8,000円。うち、第1項事業推進費といたしまして需用費、委託料合わせまして513万9,000円。2、調査研究費といたしまして旅費を34万9,000円計上いたしております。</p> <p>続いて、予備費につきましては80万円、歳出合計2,200万1,000円。歳入歳出それぞれ2,200万1,000円を計上いたしております。</p> <p>それでは、摘要欄の説明ということで、53ページ、議案第7号資料をごらんいただきたいと思います。</p> <p>まず、歳入の市町負担金の内訳ですけれども、規約に関する協議書の負担割合によりまして、まず、負担金の3割は均等割、残る7割は人口比で案分するということになっております。その計算によりまして、伊予市につきましては、負担金合計額1,192万8,200円、中山町につきましては338万9,600円、双海町につきましては368万2,200円。負担金合計1,900万円となっております。</p> <p>続きまして、歳出予算の内訳でございます。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>まず、1款運営費のうち1項会議費。会議費のうち報酬につきましては、協議会の委員の報酬、またここに記載してございませんけれども監査委員の報酬も合わせまして122万9,000円となっております。</p> <p>それから、需用費。会議時の飲物代といたしまして13万3,000円。それから、この協議会におきましては、臨時職員を1名、雇用することといたしております。その臨時職員の共済費といたしまして22万8,000円。臨時職員の賃金が232万2,000円。</p> <p>続きまして、需用費といたしまして、消耗品349万7,000円、印刷製本費が9万6,000円。燃料費といたしまして、公用車等のガソリン代、それから事務所の暖房用の灯油代の方を計上させていただきますまして33万6,000円。</p> <p>続いて、光熱水費、これにつきましても事務所の電気、ガス、上下水道代ということで123万1,000円。需用費合計516万円となっております。</p> <p>役務費につきましては、電話代、郵便料、Eメール等の通信運搬費を72万2,000円。委託料につきましては、協議会の議事録反訳業務の委託、それから夜間休日の事務所の警備の委託、それから事務所の電気保安業務の委託料といたしまして123万4,000円を計上しております。</p> <p>続きまして、使用料及び賃借料につきましては、公用車のリース料2台ということで、7人乗りの車を1台、それから5人乗りの車を1台をリースしております。合わせまして141万6,000円。それから、パソコン機器のリースということでパソコンを11</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>台リースいたしております、266万円。それから、事務用備品リース料といたしまして、机、椅子、書類棚、ロッカー、電話等の事務機器をリースいたしております60万5,000円。使用料及び賃借料合計468万1,000円。</p> <p>負担金補助及び交付金といたしまして、臨時職員の社会保険料の支払いの関係で、社会保険協会への負担金が4,000円必要となりますので計上いたしております。</p> <p>それから、事業費の事業推進費のうち需用費につきましては、印刷製本費ということで協議会だより、新市建設計画の本編・概要版、または合併の周知用の冊子といたしまして、新市建設計画の本編につきましては100部、協議会だより、それから概要版、それから合併周知用の冊子につきましては世帯分程度ということで、1万5,000部程度の作成を予定しております。</p> <p>それから、委託料につきましては、例規の統合支援事務委託料、それからホームページの作成委託料、サーバーホスティング及びホームページの保守委託料といたしまして75万円。それから、旅費といたしまして、先進地視察、また職員の県外等への研修等があった場合に参加するというので、旅費を34万9,000円。</p> <p>最後に予備費80万円。</p> <p>歳出合計2,200万1,000円ということになっております。</p> <p>以上、平成16年度の歳入歳出予算（案）についてご説明させていただきました。よろしく願いいたします。</p> <p>ただいま議案第7号で平成16年度の歳入歳出予算につきまして</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>説明をいたしました。</p> <p>この件につきまして、ご質問、ご意見等を伺いたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p> <p>別段、ないようでございます。</p> <p>お諮りをいたします。</p> <p>議案第7号平成16年度歳入歳出予算について、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ご異議ないようでございますので、議案第7号につきましては、原案のとおり議決させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第8号伊予市・中山町・双海町合併協議会（任意）における確認事項及び継続審議中の協議事項等の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明求めます。</p>
和田局長	<p>資料は54ページをお願いいたします。</p> <p>議案第8号任意協議会における確認事項及び継続審議中の協議事項等の取扱いについてでございます。</p> <p>記の下の枠の中をごらんいただいたらと思います。伊予市・中山町・双海町合併協議会（任意）における確認事項及び継続審議中の協議事項等については、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>る法律に基づき設置された伊予市・中山町・双海町合併協議会、いわゆる法定の協議会でございます、これが引き継ぐものとするということで、いわゆる任意と法定、これは当初から役割、機能分担をしております、合併期日に向けた一連の作業として運営をしております。</p> <p>したがって、当然、任意の成果は法定に引き継がれるということになりますので、これをご確認いただく議案でございます。</p> <p>以上で、ご説明を終わります。</p> <p>任意協議会における確認事項及び継続審議中の協議事項等の取扱いについて、ご説明をいたしました。</p> <p>このことについて、ご意見、ご質問等ございましたら、受けたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>別段、ないようでございますので、お諮りをいたします。</p> <p>議案第8号伊予市・中山町・双海町合併協議会（任意）における確認事項及び継続審議中の協議事項等の取扱いについて、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ご異議ないようでございますので、議案第8号につきましては、原案のとおり議決させていただきます。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>これからは、協議に入りたいと思います。</p> <p>本日、ご提案を申し上げます協議第1号から協議第6号につきましては、いずれも任意協議会における確認事項でございますが、ただいま議案第8号におきまして、これを法定協議においても引き継ぐということが議決されております。ここでは、この協議第1号から協議第6号までの6件を一括して議題とし、再度確認をお願いいたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>中村議長 それでは、協議第1号から第6号までを一括して議題といたします。</p> <p>事務局、説明求めます。</p> <p>和田局長 資料は55ページでございます。</p> <p>55ページが協議第1号、今議長が申しましたように、これは任意で既に確認事項でございます。</p> <p>協議第1号が合併の方式について。記の下の枠の中をごらんいただいたらと思います。合併の方式については、3市町をいったん廃止して新しい市を設置するという新設合併、いわゆる対等合併とするということでございます。</p> <p>次の56ページが、協議第2号でございます、これが合併の期日についてでございます。</p> <p>記の下でありますけれども、合併の期日については平成17年3月31日以前を目標とするということで、これは先ほどスケジュール</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ルのところでもご説明したとおりでございます。</p> <p>それから57ページをお願いいたします。</p> <p>協議第3号が、新市の事務所の位置、（事務の方式）についてでございます。記の下でございますけれども、新市の事務所の位置（事務の方式）については、伊予方式（総合支所方式を基本とした新しい方式）とするとしております。</p> <p>それから、次の58ページをお願いいたします。</p> <p>協議第4号が、地域審議会の設置についてでございます。</p> <p>記の下の枠のところ、地域審議会の設置について、市町村の合併の特例に関する法律に基づく地域審議会は設置しない。合併後の住民自治を確保するため、新市において新たな自治組織の仕組みを検討するとしております。</p> <p>59ページをお願いいたします。</p> <p>協議第5号が、条例規則等の取り扱いについてでございます。</p> <p>記の下の枠の中でございます。条例、規則等の取り扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業の調整内容等に基づき、次の区分により整備するものとするということで、4つに区分、整理することとしております。</p> <p>1番目が、即時施行、合併の施行と同時に施行するもので、即時に分類されるものです。</p> <p>2つ目が暫定的に施行させる必要があるものという分類であります。</p> <p>3番目が逐次、合併後、当初からではなくて、逐次、制定して施行させたものでよいもの、そして、4番目が合併と同時に失効するもの、この4つの区分でございます。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>それから60ページをお願いいたします。</p> <p>協議第6号各種事務事業（電算システム）の取り扱いでございます。</p> <p>記の下の枠の中、新市の電算システムの取り扱いについては、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの向上を図るとしております。</p> <p>以上、説明終わります。</p>
中村議長	<p>ただいま説明がございましたことにつきまして、ご質問、ご意見等を受けたいと思います。</p> <p>亀井委員さん。</p>
亀井委員	<p>3号の事務所の位置ということなんですが、位置というよりもこれは方式の確認ということなんでしょうか。</p>
中村議長	<p>はい、事務局。</p>
和田局長	<p>協定項目としては、新市の事務所の位置というのがございまして、その中の内容としましては、条例上の事務所の位置を定める内容と、それからその庁舎をどう活用するかという事務の方式、その内容については2つございます。</p> <p>ただ、協定項目としては、この新市の事務所の位置という項目しかございませんので、協議としてはこれを2つに分けて、まず事務の方式についてご確認をいただいております。本来の事務所の位置、条例上の事務所の位置をどこにするかという問題につきまして</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ては、今後、法定協議会の中でご協議いただくこととしております。</p>
中村議長	<p>はい、どうぞ。</p>
亀井委員	<p>はい、わかりました。</p> <p>それと、第6号の電算システムなのですが、あの段階なんですけれども、新市の建設計画の中にも庁舎新設というふうなことが出ているわけなんですけれども、建設年度によりましてこの電算システムが、私も素人でわかりませんが、簡単に移設できるものか。合併して来年の4月からスタートしましたよと。新しいシステム、全部入れたけれども、また二、三年したら移設せないかんというようなことになるのか、どういうものを想定してこの電算システムを配置しようというふうに考えられているのか、お聞かせいただきたい。</p>
中村議長	<p>事務局。</p>
和田局長	<p>電算システムの統合業務につきましては、既にプロジェクトチームをつくりまして、スケジュールを組んで、既に着手をしております。</p> <p>協議によって、例えば組織機構、そういうものに依じてシステムを組むというそういう面もございますけれども、それも含めて、今ことしいっぱいシステムをつくって、1月から並行稼働すると、そういうスケジュールで動いております。</p> <p>新市になってまたすぐにやりかえないかんようなことがあるので</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>はないかというようなご心配もありますけれども、そういうことのないように、それまでに決めておかなければならないものは優先的に協議をして決めて進める、そういう手順で業務を進めることとしております。</p>
中村議長	<p>よろしいですか。</p>
亀井委員	<p>そうしたら、新しい事務所をつくるつくらないという協議も、今後出てくるんだろうと思うのですけれども、そのどちらでも対応できるような形で進めているということで構わないでしょうか。</p>
和田局長	<p>はい。電算システムですが、線をどうつなぐかとかそういう面については、どの場所からどの場所へということも必要になるかと思っておりますけれども、電算システム自体はどこの場所でやってもシステム自体は構築できるということで作業を進めております。</p>
中村議長	<p>理解できましたか。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>それでは、ないようですので、この6件を一括して採決したいと思いますが、よろしゅうございませうか。</p> <p>お諮りをいたします。</p> <p>協議第1号合併の方式から協議第6号各種事務事業（電算システ</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ム) の取り扱いについて、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議ないようでございますので、協議第1号ないし協議第6号につきましては、原案のとおり確認をさせていただきます。</p> <p>次に、その他を議題として、事務局の方で何かございましたらお願いします。</p>
和田局長	<p>資料の方は、次回の会議日程の方を予定しておりましたけれども、1点、今回お諮りしたいことがございます。</p> <p>事務局で管理をしております公文書について、公開の請求がございました。その取り扱いについての議案を提出させていただきたいと思っております。</p> <p>また、この議案の性質上、事前に送付するということができませんでしたので、本日、当日の提案ということでご了承をいただけたらと思っております。</p> <p>資料をお配りしたいと思いますけれども、これも議案の性質上、委員の方のみに配付させていただくということでお願いしたいと思っておりますが、議長、よろしいでしょうか。</p>
中村議長	<p>はい、こういうことでよろしゅうございましょうか。追加議案として上げさせてもらいますが。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	はい、それでは、資料を配ってください。
中村議長	それでは、公文書公開請求の取り扱いについてを議題といたしますので、事務局の説明を求めます。
和田局長	<p>それでは、ただいまお配りいたしました議案第9号公文書公開請求の取り扱いについて、次のとおり取り扱いたいので議決を求める。</p> <p>記の下の枠の中を見ていただけたらと思います。</p> <p>まず1番として、情報公開請求の内容でございます。これは、新市システム統合における業者選定書類、見積もり等評価に関する請求でございます。</p> <p>2番目に、では、その請求に対してどういう文書が対象になるか、公文書公開請求の対象の文書であります。これについては、その第1号から第6号に掲げております文書が対象になるということでございます。</p> <p>なお、公文書は公開が原則でありますので、やむを得ず非公開とする情報といいますのは、公的また私的利益の保護が必要な情報に限られるということでございます。したがって、この2に掲げております第1号から第6号までの文書につきまして、保護すべき情報が含まれているか否かというようなことをご審議いただくことになるかと思っております。</p> <p>3番目として、公文書公開請求の取り扱いについて。これについては、事務局の方で検討したものを議案として上げております。全</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>項第1号から第6号までの対象文書については、請求者に全部公開をしていいのではないかと考えております。理由としましては、それらの文書には公的または私的利益の保護が必要な情報が含まれていないのではないかとということで、情報公開の原則から公開すべきではないかと考えるものでございます。</p> <p>説明としまして、次の1ページを見ていただいたらと思っておりますけれども、情報公開というのは原則公開であると申し上げました。具体的にどういう手続をするかということを表にしております。</p> <p>まず、請求者の方から請求があります。これは、事務所の方に来ていただきまして、どういうものが請求したいかというようなことで内容を確認しまして、それに対してどういう文書で該当するかということで公文書の特定をいたします。請求していただくのが適当であろうということで、請求をしていただきました。</p> <p>ただ、この内容については、第三者情報と申しまして、業者に係る情報があります。それについては、第三者の意見を聞いておくということにしておりますので、その該当する業者の意見も、既にこれは求めております。そういうようなことを参考にしまして、保護すべき利益がある情報かどうかというようなことを検討いたしました。</p> <p>2ページをごらんいただきましたら、先ほど申しましたように、この議案審議におきましては、公開請求の対象となる文書、これは公開することによって、業者、法人等の正当な利益を害するおそれがあるかないかということを検討していただくこととなりますけれども、その際、よりどころとするその文書が該当するかどうかというものを例示したものが、この表でございます。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>業者選定の文書は大きく3つになりまして、1つはシステム提案書、それからシステム見積書、それから評価という3つになります。それをそれぞれこの表の中に、これに該当するのではないかと、いうところに当てはめたものでございます。</p> <p>まず、システム提案書、これについては請求の対象ではございませんけれども、検討の必要上、システム提案書というのが、この区分の中で言うと(3)のウ、技術上のノウハウに関する情報に該当するのではないかと、いうふうに考えられます。</p> <p>このシステム提案書と申しますのは、提案業者の創意工夫、技術的ノウハウ等特殊技術が載っておりますので、これがやはり公開によって流出するということになりますと、提案業者の正当な利益が害されるのではないかと。また、業者の創意工夫の入った文書でありますから、そこには著作権が当然あるということで、やはり著作権法からも保護されるべきものであろうということ、システム提案書については、公開の対象ではございませんけれども、非公開に当たる文書になるのではないかと、いうことが、1点言えるかと思えます。</p> <p>次に、システム見積書がどこに該当するかといいますと、まず(1)の営業販売活動等に関する情報のア、営業販売活動等に関する情報、ここに該当するのではないかと。それから(3)の、先ほどと同じウの技術上のノウハウに関する情報というところにも該当するのではないかと、いうことで、検討をする必要があるかと思えます。</p> <p>ただ、見積書につきましては、見積もり明細書と、それからこちらが提案をしたときに、こういう様式で出してくださいという見積</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>書のががみ、いわゆる集計をしたものがございますので、これを別々に検討する必要もあるのではないかと。見積もりの明細書については、システム提案書、先ほど非公開とすべきではないかと考えられると申しあげましたシステム提案書の内容が想定されるものでございます。また、提案業者の営業とか販売方針、そういうことも推測することが可能なものでございますので、やはり見積もり明細書については、これを公開することによって、今後の営業、販売活動においての正当な利益を害するおそれがあるのではないかと考えられます。ただ、見積書のががみ、集計したものについては、これには当たらないのではないかと考えられます。</p> <p>それから、提案されたものに対する評価でありますけれども、これについては、この表では（４）のウ、評価に関する情報というところで検討すべきではないかと考えられます。</p> <p>ただ、この評価につきましては、今回の提案システムに限定した評価でございまして、業者そのものを格付けしようというそういう評価ではございません。１市２町の新市のシステムについての提案が、合併後の新市の事務事業に合致しているか、また妥当なものであるか、価格についても妥当性と、そういうようなものについて評価したものでございます。</p> <p>また、業者に対しては、提案を依頼するときに企画提案型の方法でやる、いわゆるプロポーザル方式でやるということは明示しておりますので、業者においてもこういう評価がされるということは、既に周知のことでございます。</p> <p>そういうことから、将来にわたって、この評価を出すことによって業者の不利益にはならないのではないかとということで、多少、そ</p>

発言者	議題・発言内容
北岡主査	<p>の影響があるとしても、それは当然業者としては周知していることであるということで、評価の点、それから業者名、これについても保護すべき情報には当たらないのではないのではないかとというようなことを考えて、ご提案をしたものでございます。</p> <p>以上のような点でご審議をいただいたらと思いますけれども、この審議に当たりましては、審議をする対象が公開すべきか非公開すべきか、保護すべき利益がある文書ではないかとそういうようなことの判断になりますので、そうしますと、この審議については非公開で行う必要もあるのではないかと考えられますので、その点も、1点ご判断をお願いしたらと思います。</p> <p>なお、この公開対象文書の入手作成の経緯、これについても、簡単にご説明をさせていただいたらと思います。</p> <p>資料3、3ページをごらんください。</p> <p>新システム統合業務に係る業者の選定について、いま一度ご説明させていただけたらと思います。</p> <p>業者の選定につきましては、透明性、公平性、客観性に万全を期すため公正なルール及び共通の採点表に基づき、加点方式により選定し、アンケート、技術評価、価格評価という3点での総合評価としました。</p> <p>指名業者につきましては、3市町に導入している既存の業者であるOEC、愛媛電算、NECに加えまして、県内実績の多い富士通の4社といたしました。そして、プロポーザル方式での選定としたのですけれども、プロポーザル方式というのは、電算システムのように技術的に高度なものまたは専門的な技術が要求されるものにつ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>いて、技術提案書の提出を求め、技術的に最適なものを特定する手続。単に入札金額、また見積もり金額だけの競争によって業者を選定するのではなくて、設計者の発想、解決方法、能力等を審査して技術力を評価する方法でございまして、価格の高低にもかかわらず、新市における最適なシステムを見きわめる最善の方法であります。</p> <p>県内におきましても、南宇和、上浮穴、久万、宇和島、東宇和などの多くの合併協議会で用いられておりますし、県外でも多くされている主流の方法でございます。</p> <p>続いて、評価の経緯でございますけれども、平成16年1月8日の任意協議会設置時において首長、議長、ほか関係者の参加した1市2町事前協議をしまして、伊予地区合併協議会の1市3町の協議資産を活用することが確認されました。</p> <p>そして、第1会の合併協議会において、電算システムについての協議、確認、第3回の合併協議会において新システム統合に係る業務委託についての承認をされました。</p> <p>次ページなんですけれども、1月8日に確認された1市3町の協議資産の活用ということを受けまして、平成15年11月20日、21日に実施したデモンストレーション及び提案説明に対するアンケート、技術評価について、松前町を除いた1市2町の評価点を検討資産として取り扱うことといたしました。</p> <p>その理由といたしまして、業者の提案というものは、こちらが提示をいたしました仕様書に基づくものでございまして、今回、提示した仕様書の変更は軽微であること、またアンケート技術評価というものはソフト面での要素が大きいものでございまして、ハード構</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>成に左右されるものではないため、再提案というものがあっても、結果に大きな差異はないものとしたものでございます。</p> <p>価格点については、より技術面を重視した評価をするため、業者に再度、見積もり提案を依頼しました。機器の数やネットワークなどの仕組みも変わりますし、価格に対してより精査をするために、もう一度価格評価を行ったものです。</p> <p>その価格評価というものは、価格という面ではなくて技術点を加味しての評価となりますので、見積価格と提案との整合性を十分に精査する必要が求められるため、専門性を有されますので、電算に精通している担当者が評価を行いました。</p> <p>また、ここでご注意いただきたいのが、見積もり提案というものでございます。下の注意書きの方をごらんいただけたらと思うのですが、こちらの提示した仕様書は、横並びの評価をする上での条件提示でございまして、最終仕様ではなく、ですから、提出された見積もりについても、最終の価格ではないと。最終の価格というものは、綿密な調査、分析を行い、既存の機器やシステム等を活用しながら、システムを構築し確定していくものです。</p> <p>また、提示した共通の仕様書に基づき、見積もりをしてもらったのですけれども、業者の自由提案という箇所もございます。ネットワークであったり電算室であったりするものは、各業者がそれぞれ最適と思われる提案をしてきているため、そこで差異はあらわれております。</p> <p>そして、見積もりは、平成16年度を初期年度として、平成17年度から21年度までの5年間の保守料や接続料などのランニングコストも含めて計上しているものでございます。その点をお含みい</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ただけたらと思います。</p> <p>その評価した価格点について、さきのアンケート点、技術点に加算して総合評価といたしました。</p> <p>続いて、評価の概要についてご説明をさせていただきます。</p> <p>対象となっている評価委員さんについては、3市町の首長、電算担当課長、電算担当者、住基や税務などの各業務担当者の計24名です。</p> <p>そして、その評価の方法ですけれども、1点目、アンケート評価。これは、住基関係や税務関係などの業務ごとのデモンストレーションを行いまして、操作性や画面の見やすさ等をアンケートシートにて評価をしました。アンケートの評価については首長、そして住基や税務の各業務担当者の計18名が行いました。</p> <p>そして、2点目は技術評価です。</p> <p>業者が提案説明を行いまして、ソフトウェアやハードウェア、サポート体制、安全対策などといった項目において、どのような点を提案し、その提案がどの程度なされているかということ、技術評価にて評価をいたしました。評価については、電算担当課長、電算担当者の計6名が行っております。</p> <p>3点目は価格評価でございます。</p> <p>先ほど申し上げたとおり、見積もりと提案を十分精査して、比較検討して評価を行いました。評価については、電算に精通している各市町の担当者3名が行いました。</p> <p>以上、アンケートシート、技術評価表及び価格評価表の加点の結果は、下表のとおりとなっております。アンケート評価についてはNECが最高得点、技術評価についてもNECが最高得点、そして</p>

発言者	議題・発言内容
<p>和田局長</p>	<p>価格評価については、A社が最高得点となっておりますが、その総合得点として最高点数を獲得したのがNECということで、NECを決定業者といたしました。</p> <p>価格評価についてなんですけれども、先ほど申し上げたプロポーザル方式というものは技術面にウエートを置くものでございまして、ごらんのとおり価格点については1,000点満点中300点、3割というウエートです。また、技術を加味しての評価となりますけれども、価格評価の順位については、見積もりの安さに比例した結果となっております。</p> <p>そしてまた参考までに申し上げますと、下の参考資料、松前町を除いた集計表をごらんいただければと思いますが、11月20日、21日に行われたアンケート、技術評価、価格評価の3点すべてについて、松前町を除いた形で集計をしておりますけれども、これもNECが最高得点でございました。</p> <p>その新たに価格の評価をしたというところにつきましては、先ほども申し上げたとおり、より技術面での評価を意図したこと、そしてまた、機器構成の変更等による再見積もりに対して行ったものでございますので、その点をご理解いただけたらと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>以上、ご説明申し上げましたけれども、審議をしていただくに当たりまして、2番の公開対象文書、項目だけ上げておりますけれども、また、具体的に内容も見て審議をしていただくということになりますと、それが保護すべき情報である場合も考えられますので、その際、審議を公開で行うというのは、また問題もあろうかと思ひ</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ますので、非公開で行う必要があるのではないかとということで、その点、1点ご判断を、まずお願いしたらと思います。</p> <p>以上で終わります。</p> <p>ただいま事務局から説明がございました。この議案におきましては、これを公にすることにより、法人等の正当な利益を害するおそれのある情報を取り扱うこととなりますので、この審議は、非公開で行う必要もあるかと思えます。審議に入る前に、この点を確認しておきたいと思いますが、まず、会議を非公開にする手続はどうなっているのか、事務局、説明を求めます。</p>
和田局長	<p>先ほど会議運営規程を議決していただきましたけれども、その中で会議の基本方針として、原則公開であるけれども、委員の半数以上が賛成すれば非公開にできるという規定がございますので、委員さんの半数以上の方の賛成があれば非公開で審議をお願いすることになると思います。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>はい。それでは、ただいま説明ございましたように会議運営規程によりお諮りいたします。</p> <p>議案第9号公文書公開請求の取り扱いについての審議を非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p data-bbox="483 320 1337 555">賛成多数でありますので、議案第9号の審議は非公開で行います。つきましては、審議する委員におかれましては守秘義務が課せられることとなりますので、この点、特にご留意をお願いいたします。</p> <p data-bbox="483 589 1337 757">恐れ入りますが、傍聴者の皆様方並びに報道関係者はご退席ください。なお、審議の結果については、後ほど報告をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p data-bbox="754 857 922 891">(傍聴者退出)</p> <p data-bbox="671 992 922 1025">(議案第9号の審議)</p> <p data-bbox="754 1126 922 1160">(傍聴者入場)</p>
中村議長	<p data-bbox="483 1261 1337 1361">再開をいたしますが、傍聴の方々に入場をしていただきました。傍聴の皆さん方にご報告申し上げます。</p> <p data-bbox="483 1395 1337 1563">ただいま非公開で審議をいたしました議案第9号につきましては、原案のとおり、請求対象文書を請求者に対して全部公開するのいたしましたので、ご報告を申し上げます。</p> <p data-bbox="483 1597 1337 1697">そのほか、他の議題でございましたら、ありましたらお願いします。</p>
和田局長	<p data-bbox="483 1798 1337 1955">それでは、会議資料の方に戻っていただきまして、61ページに第2回の会議日程を載せております。これにつきましては、先ほど議決していただきましたように、毎月第2木曜日を、基本的に会議</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>の日としております。それによりますと、次回は5月13日が第2木曜日ということになります。時間は、14時からということで考えております。また、その会議資料の調整状況によりましてご案内をさせていただいたと思います。</p> <p>場所は双海町ということで調整をしたいと思います。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p> <p>次回の日程はそういうことでよろしゅうございましょうか。</p> <p>以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。委員の皆さんで、この際、何か意見等がございましたらお受けいたします。</p> <p>特にないようですので、委員の皆さん方のご協力に感謝を申し上げます。これで議長の職を引かさせていただきます。</p> <p>なお、会議の初めにお願いをいたしました会議録への署名につきましては、会議録が調製できたときに、岡田委員さん、富岡委員さんへご連絡をいたしますので、ご協力をお願いを申し上げたいと思います。</p> <p>以上で、終わります。ありがとうございました。</p>
坪内主任	<p>それでは、これをもちまして、第1回の会議を終了いたします。</p> <p>皆様、ご起立をお願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 16 年 5 月 13 日

会議録署名委員 岡田清満

会議録署名委員 富岡喜久子